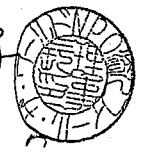


様式1 (第2条関係)

H24年9月28日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住所 愛知県長久手市岩作長成15-2  
 団体名 特定 非営利活動法人  
 フィール・ザ・ワールド  
 代表者氏名 平松 貴美子  
 連絡先電話番号

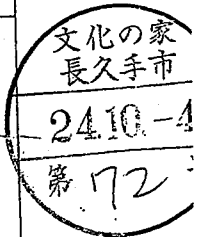


後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行事名	「ゆめの川モノ〜世界の子ども絵画展〜」
行事の目的	①愛地球博の理念の継承②川モノの創造性・利便性・採択性を認識する機会を世界に発信する。
主催	フィール・ザ・ワールド
その他の後援推薦依頼先	豊田市、瀬戸市、日進市、名古屋市長久手市教育委員会
開催の期日	平成24年12月15日、平成25年3月9日
開催の場所	事業計画書の通り
入場料	無し
対象者	5市(後援申請先)または海外に在住の年長児〜学生
前回の開催日	無し
内容	事業計画書の通り



※ 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。  
 ※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。

109

## 事業計画書

事業名	「ゆめのノリモノ～世界の子ども絵画展～」
事業目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 愛・地球博の理念の継承（1）国際交流の機会の創設</li> <li>2. 愛・地球博の理念の継承（2）環境にやさしい交通手段を考える</li> <li>3. リニモの快適性、利便性、将来性を認識する機会を世界に発信する</li> </ol>
事業概要	<p>目的：昨年の3月11日の東日本大震災以降、世界中の国民は原子力発電の代替エネルギーを考える必要性に迫られており、国境を超えた最重要かつ最新の課題となってきた。世界一クリーンな交通手段であるリニモが生活の足となっているこの地域に住む私たちが、次世代を担う子どもたちに、未来の交通手段について、動力となるエネルギーも含めて考える機会を提供することを目的とする。</p> <p>募集作品：八つ切り画用紙に、未来の乗り物や夢の乗り物をテーマに自由な発想で描いたもの。作品の下に別の用紙で説明を書いて貼る。（100文字以内）</p> <p>募集期間：平成24年12月15日～平成25年1月15日</p> <p>募集枚数：5市 70枚程度 海外 20枚程度</p> <p>応募資格：5市または海外に在住の年長児～小学生。 海外の募集に関しては、アメリカ、ドイツ、タイ、エジプトの幼稚園児や小学生に当団体のネットワークを通じて応募を呼びかける。その際に、リニモの仕組みや愛知県の魅力について同時に発信する。</p> <p>審査員：画家、教育機関関係者、地域の各種団体代表者 4名</p> <p>審査会：平成25年3月1日（金曜日） 午後2時から午後4時</p> <p>審査会場：地球市民交流センター 体験学習室2・3</p> <p>入賞：合計10名（大賞 1名 優秀賞3名 入賞6名）</p> <p>褒賞：入賞者にはそれぞれトロフィーを授与 （海外からの出品者には折り紙セット等をお礼として送る）</p> <p>入賞作品：ホームページ上で公開。 入賞作品展示：平成25年3月2日（土曜日）～9日（土曜日） 展示会場：地球市民交流センター 体験学習室2・3</p>

<p>地域づくりの観点から期待される事業効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 愛・地球博の理念であった国際交流と環境教育を同時に訴求できる。</li> <li>2. 2014年愛知県で開催されるユネスコの「持続可能な開発のための教育：ESD」のプレイベント的な事業として位置づけることができる。</li> <li>3. 国内および海外に向けて、リニモが環境にやさしい未来の公共交通手段であることを再認識できる。</li> <li>4. 本事業の募集チラシにリニモ自体の魅力を掲載すると同時に、沿線地域で開催される他事業との協働を図る。</li> <li>5.</li> </ol>
<p>事業を実施するうえで工夫すること</p>	<p><u>(1) 未来の乗り物について考える機会を提供する</u>  「乗り物を動かす」にはエネルギーが必要であり、そのエネルギーを「何で供給するか」という具体的な命題を与えられた時に人は初めて考え始める。具体的に自分が考える「夢の乗り物」は、何を動力として動かすのか、未来のエネルギーである太陽光発電、液化天然ガス、風力発電等について、考える機会を提供する。</p> <p><u>(2) 海外の子ども達とのアイデアの交流をする</u>  国際交流のひとつの方法として、地球規模の課題である「エネルギー」というテーマを掲げ、国や民族、言語の壁を越えてともに考え、絵画を通してお互いのアイデアを分かち合う場をつくりだす。同年代の子ども同士が自由な発想で考え、アイデアの交流をすることで、「考えることの楽しさ」「分かち合うことの素晴らしさ」を味わえるように工夫する。</p> <p><u>(3) 海外へ愛知の魅力を発信する</u>  海外からの参加者に対して、リニモの仕組みや特徴を含んで愛知県の持つさまざまな取り組みや魅力の情報を発信する。</p> <p><u>(4) 参加者のメッセージを入選者に届ける</u>  コンテスト会場では海外から寄せられた絵画およびリニモ沿線の4市の子どもたちの入選作が展示される。来場者は、その展示作品ひとつひとつに対して「ひとことメッセージ」を書き添えることができるように展示ボードに余白を作り、作品に対するフィードバックができるようにすることで、より交流が深まる。そのメッセージは展示終了後、出品者に届ける。</p> <p><u>(5) 途中経過を報告する</u>  事業準備から終了までの期間が7か月におよぶので、途中経過を当団体ホームページ上で報告する。より多くの人に告知を図り、募集対象者の興味関心を継続させるように工夫する。</p> <p><u>(6) 地域の他団体との協働・連携を図る</u>  3月2日・3日は長久手市国際交流協会が主催する「国際交流フェスタ」が開催されることになっており、100名以上の参加者が見込まれている。その来場者にも入賞作品を見てもらう機会を提供できる。また、審査員には地域で活躍されている芸術家や各種団体の長に依頼する予定である。</p>

	<p>絵画展にお越しいただいた見学者の方々が、ほっと一息できるコーヒーコーナーを設けて、コミュニケーションを楽しんでいただけるような工夫も取り入れる。</p>
事業継続の可能性	<p>私たちの考えるこの事業と、2014年に愛知県で開催されるユネスコの「持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の10年」最終年会合の基本的な考え方は理念を同じくするものである。その中で取り上げられている課題の中の環境学習、国際理解学習、世界の遺産や地域の文化財等に関する学習、エネルギー学習は、当団体の事業や今回の取り組みと方向性を等しくするものであり、当団体の事業目的のひとつである「地域力向上事業」と位置づけ、当事業後も引き続き更新していく予定である。</p> <p>具体的には当団体のホームページに入賞作品を掲示する。環境教育と国際理解のコラボレーション企画等を目指しながら、愛・地球博が開催されたこの地域ならではの特色ある事業として位置づけていきたい。</p> <p>リニモ沿線で活発に開催されているその他の事業や国際交流協会等とも協同・連携を図りながら、地域の活性化に役立つよう考えていきたい。</p>

### 3 事業スケジュール

時期	実施内容
(1) 事業準備	<p><b>第1期：平成24年8月上旬から</b></p> <p>(1) 実施要項・チラシ・ポスター作成 瀬戸市・豊田市・日進市・長久手市・名古屋市各教育委員会、各国際交流協会の後援名義の申請をする。許可後、印刷する。</p> <p>(2) 審査員の選定・事前依頼 近隣地域在住の芸術家、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、JC等の関係者に事前依頼をする。</p> <p>(3) 4か国の幼稚園または小学校へ募集依頼 それぞれの国の幼稚園教員・小学校教員に正式に依頼文書を送付する。</p> <p><b>第2期：平成24年10月上旬から</b></p> <p>(1) 実施要項・チラシ・ポスター配布 瀬戸市・豊田市・日進市・長久手市・名古屋市内の小学生全員にチラシ配布をすると同時に、地域の子育て関連施設、コミュニティセンター、児童館等にチラシの設置。また、各施設にはポスターを配布し掲示の依頼をする。</p>

(2) 各国の依頼園および依頼校に進捗状況の確認  
電子メールにてそれぞれの国の担当責任者と連絡を密に取り、進捗状況を確認する。

(2) 事業実施の時期

第3期：平成24年12月15日から

- (1) 応募作品の受付  
作品に整理番号を付けて応募作品一覧表を作成する。
- (2) 審査員へ正式な依頼文書の送付  
各審査員にコンテスト当日の日程等について、正式に文書依頼をする。
- (3) コンテスト会場での打ち合わせ  
地球市民交流センターにおいて、事前打ち合わせを行い、実際のパネル展示の仕方や配置などを決める。

第4期：平成25年1月16日から

- (1) 全応募作品受付終了
- (2) 入賞者用トロフィーの褒賞準備
- (3) プレスリリース  
新聞社、テレビ局、ラジオ局、コミュニティペーパー、その他地域の各種団体等にアピールする。

第5期：平成25年3月1日から

- (1) 3月1日午前9時～1時 パネル設営および入賞作品の掲示  
掲示規模：1パネル3枚掲示とし、パネル5枚を一連とする。  
3連のパネルを設置し、合計15枚のパネルを使用する。  
(パネルの表裏計30枚分)  
総掲示絵画数は90枚とする。  
絵画は八つ切り画用紙の大きさとする。
- (2) 3月1日午後2時～ 審査会
- (3) 3月2日午前9時～9日午後3時まで 一般公開
- (4) 3月9日午後3時から 作品およびパネル撤去

※入賞作品展が、本事業の実施完了設定日より後に設定されている理由：  
地球市民交流センターが2月末まではすでに他の事業で全室予約されているため使用不可能。

(3) 成果報告まとめ

3月1日審査会終了後、デジタルカメラ等のデータを利用し、入賞作品およびその他の作品を、主なコメントとともに報告書として作成する。  
入賞者にはそれぞれの作品に対する思いを作文形式で書いてもらい、報告書とともにまとめる。

活動費収支予算書

収入

内容	見積額	根拠
委託費	498,125 円	愛知県リニモ沿線地域づくり活動促進事業
合計	498,125 円	/

支出

(単位：円)

内容	見積額 (消費税等込み)	積算根拠
諸謝金	20,000 円	入賞作品選定業務 審査謝礼 5,000 円×1日×4人=20,000 円
交通費	88,000 円	入賞作品選定業務 審査員 2,000 円×1日×4人=8,000 円 当事業に関する業務従事 ボランティア 2,000 円×10日×2人=40,000 円 開催期間中の会場担当 ボランティア 2,000 円×10日×2人=40,000 円
通信費	127,000 円	国内郵送料 関係各機関宛切手代 30 か所×80 円×2 回=4,800 小学校宛切手代 110 か所×80 円×3 回=26,400 小学校チラシ宅配料 110 か所×700 円=77,000 海外郵送料 18,800 円 (タイ・アメリカ・ドイツ・エジプト)
事務用品費	40,500 円	入賞者用トロフィー 大賞 1 名 2,500 円×1=2,500 円 優秀賞 3 名 1,500 円×3=4,500 円 入賞 6 名 1,000 円×6=6,000 円 海外出品者用参加賞 1,000 円×20 名=20,000 円 展示用画鋏・裏打ち用紙など 7,500 円
印刷費	85,000	チラシ印刷代 1.5 円×50,000 枚=75,000 円 ポスター代 50 円×200 枚=10,000 円
翻訳料	38,000	募集要項 (和文→英文) A4 3 ページ 6,000×3=18,000 児童説明文 (英文→和文) 20 枚×1,000=20,000
業務管理費	99,625 円	上記費用の合計×25%=99,625 円
合計	498,125 円	/

平成 24 年 9 月 26 日現在

団 体 構 成 員 名 簿

団体名 特定非営利活動法人 フィール・ザ・ワールド

役職名	氏 名	年 齢	自 宅 住 所	連絡先電話番号	勤務先/所属先
代表理事	平松 貴美子				(株)エデュケーションネットワーク取締役/岐阜大学教育学部非常勤講師/愛知大学オープンカレッジ講師/日本児童英語教育学会・運営委員/名古屋市教育委員会・小学校外国語活動講師/名古屋市教育委員会外国人英語指導助手派遣事業委託業者選定委員/キッズインターナショナルスクール音楽講師
理事	的馬 淳子				(株)エデュケーションネットワーク取締役/金城学院大学英語英米文化学科非常勤講師
理事	伊東 昌子				茶道家
理事	大石 宇多野				(株)アルティアセントラル代表取締役/エイゴキッズイチバ(株)取締役/パパママハウス(株)監査役
監査	溝口 雅久				溝口弘会計事務所税理士
実行委員長	森 素子				KEC 英会話スクール桜山校 校長
副委員長	二木洋子				キッズインターナショナルスクール事務局 チーフマネージャー
事務局長	木村嘉子				NPO 法人 フィール・ザ・ワールド 事務局長
正会員	和田 直子				
正会員	安藤美奈子				
正会員	伊藤昌子				

正会員	熊沢みのり				
正会員	寺尾 美紀				
正会員	國安 美香				
正会員	可児 栄				
正会員	長谷川 里美				
正会員	飯尾 尚子				
正会員	矢野 周一				
正会員	三谷みちる				
正会員	稲垣 雅好				
正会員	ハーベスト 歩美				
正会員	宮崎 仁恵				
正会員	西田 多美子				
正会員	可児 篤				
正会員	木戸 千里				
正会員	伊藤 美穂				
正会員	永田都弥子				
正会員	堀場 竜司				

# 団 体 沿 革

団体名	特定非営利活動法人 フィール・ザ・ワールド
代表者氏名 住所・電話番号	平松 貴美子 長久手市岩作長箆15-2
発足年月日	平成23年 4月 1日
団体の設立趣旨	<p>1. 日本人のアイデンティティやコミュニケーション力に係る問題の改善や解決を図る。</p> <p>2. 国際社会に生きる地球市民としての自覚を促す。</p>
これまでの主な活動実績	<p>(平成23年度)</p> <p>H23年5月8日 第1回トップセミナー</p> <p>H23年6月26日 第2回トップセミナー</p> <p>H23年7月21日－23日 インターナショナルサマーキャンプ</p> <p>H23年8月6日 長久手ストーリータイムフェスタ</p> <p>H23年8月11日 第1回ファンファンイングリッシュ</p> <p>H23年8月25日 第2回ファンファンイングリッシュ</p> <p>H23年10月15日－16日 ハロウィーンキャンプ</p> <p>H23年11月6日 リニモでワールドラリー</p> <p>H23年12月24日 クリスマスディスクール</p> <p>(平成24年度)</p> <p>H24年2月11日 バレンタインガーラ</p> <p>H24年3月27日－28日 春休み英語キャンプ</p> <p>H24年5月29日 フィール・ザ・ワールドカフェ</p> <p>H24年5月31日～6月21日 ベビーマッサージ</p> <p>H24年6月17日 第2回総会・第3回トップセミナー</p> <p>H24年8月9日 キッズタイムフェスタ</p> <p>H24年8月21日～23日 奥越高原イングリッシュキャンプ</p> <p>H24年10月20日～21日 ハロウィーンキャンプ</p> <p>H24年11月3日 リニモでワールドラリー</p>

# 特定非営利活動法人 フィール・ザ・ワールド 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 フィール・ザ・ワールド という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 愛知県愛知郡長久手町岩作長箆15番地の2 に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、日本文化の継承および国際理解教育、英語教育、言語教育に関する事業を行い、日本人のアイデンティティやコミュニケーション能力に係る問題の改善や解決を図り、国際社会に生きる地球市民としての自覚を促し、参加する一人ひとりの能力開発と増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 国際理解を促進する子ども育成事業
  - ② 国際理解を促進する親子育成事業
  - ③ コミュニケーション能力促進事業
  - ④ 地域力向上事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(3) 家族会員 この法人の目的に賛同して入会した正会員の家族

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、

所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	平松貴美子
副代表理事	大石宇多野
理事	伊東昌子
理事	的馬淳子
監事	溝口雅久

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人)	入会金 1,000円	年会費(1口) 3,000円
( ) (団体)	入会金 10,000円	年会費(1口) 20,000円
(2) 賛助会員(個人)	入会金 1,000円	年会費(1口) 2,000円
( ) (団体)	入会金 10,000円	年会費(1口) 10,000円
(3) 家族会員(個人)	入会金 1,000円	年会費(1口) 1,000円

24年 8月 29日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住所 長久手市岩作長茂15-2  
 団体名 特定非営利活動法人  
 "フィール・ザ・ワールド"  
 代表者氏名 平松 貴美子  
 連絡先電話番号



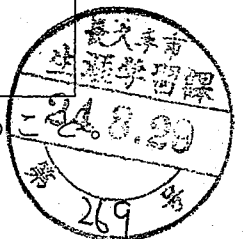
後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行事名	リニモでワールドラリー
行事の目的	①「愛・地球博」の理念継承②国際交流体験の場の提供
主催	"フィール・ザ・ワールド" ③リニモ沿線地域の活性化
その他の後援 推薦依頼先	瀬戸市、日進市、名古屋市、尾張旭市、みどり市教育委員会
開催の期日	平成24年11月3日(土) 10:30~15:00
開催の場所	長久手市リニモ沿線おびの周辺施設
入場料	参加費500円 / リニモ乗車券(大人800円/小400円)
対象者	英語を使ってコミュニケーションを楽しみたい方
前回の開催日	平成23年11月3日(木) ※申請なし
内容	リニモの「一日乗車券」を利用し、沿線に設置された ラリーポイントで、この国の外国人と楽しいコミュニ ケーション活動をする。

※ 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付する  
 ※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。



24年8月24日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住所 長久手市岩作長箴15-2  
 団体名 特定非営利活動法人  
 代表者氏名 ファイル・ザ・ワールド  
 平松 貴美子 (平松)  
 連絡先電話番号

後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行事名	ハロウィン キャンプ 2012
行事の目的	①異文化への興味・理解を深める ②自立心・自律心の育成
主催	ファイル・ザ・ワールド
その他の後援 推薦依頼先	睨市・みどり市・瀬戸市・尾張旭市を予定
開催の期日	平成24年10月20日(土)~21日(日)
開催の場所	愛知県美浜少年自然の家
入場料	参加費: 24,800円(一般)、22,800円(ファイルザワールド会員)
対象者	小学校2年生以上で健康であること。身の回りのこと
前回の開催日	平成24年8月21日(火)~23日(木) 参加費 1,580,000円
内容	別紙事業計画書のとおり

①キッズと  
 リーダーの  
 大切さ等

自分でできる事

※ 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること  
 ※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。



24年7月2日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住所 長久手市岩作長箴15-2  
 団体名 特定非営利活動法人  
 「フィル・ザ・ワールド」  
 代表者氏名 平松 貴美子  
 連絡先電話番号



後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行事名	奥越高原イングリッシュキャンプ
行事の目的	①自立心・自律心の育成②コミュニケーション能力の育成③リタシツ <sup>0</sup> と <sup>0</sup> の育成
主催	「フィル・ザ・ワールド」
その他の後援 推薦依頼先	日進市教育委員会
開催の期日	平成24年8月21日～8月23日
開催の場所	福井県立奥越高原 青少年自然の家
入場料	参加費 32,800円(「フィル・ザ・ワールド」非会員) 30,800円(「フィル・ザ・ワールド」正会員)
対象者	小学校3年生以上で健康であること。身の回りのことか自分でできる事
前回の開催日	平成23年7月21日～7月23日
内容	別紙 事業計画書のとおり

※ 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付する  
 ※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること



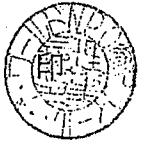
平成 24 年 6 月 5 日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住 所 長久手市岩作長箴 15-2

団 体 名 特定非営利活動法人  
"フィール・ザ・ワールド"

代表者氏名 平松 貴美子



連絡先電話番号

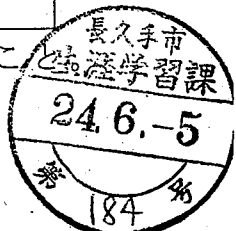
後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	キッズタイム フェスタ
行事の目的	子育て応援事業として、家族と一緒に過ごす場所作りとして開催致し ます。
主 催	"フィール・ザ・ワールド"
その他の後援 推薦依頼先	長久手市協働まちづくり事業
開催の期日	平成 24 年 8 月 9 日 木曜日 午前 10 時から 12 時
開催の場所	モリコロパーク 地球市民交流センター
入 場 料	一人 500 円 (3 歳以上有料)
対 象 者	どなたでもご参加いただけます。100 名
前回の開催日	平成 23 年 8 月 6 日 土曜日
内 容	3 つの部屋を設置。 ①「リトミック」の部屋 - 多目的スタジオ ②「紙芝居 (英語)」の部屋 - 多目的室 1 ③「ミュージックタイム (英語・日本語)」の部屋 - 体験学習室 2 ※ 10:00 ~ 12:00 の間 30 分ずつ、4 回行います。

※ 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。  
※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。



長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準  
 (「ゆめのノリモノ～世界の子ども絵画展」)

審 査 項 目		判断 (事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか		
	風紀上好ましくないものでないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	他の団体の後援又は推薦があるか。特に映画、スライド及び紙芝居の催し物については、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」作品であるか	予定	
	その規模が広範囲にわたり、一般町民を対象とするもので、一地区に限られていないか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること		
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか (予定、未定となっていないか)	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	

